

第四十三回国会 社会労働委員会 議 録 第二十二号

(三三五)

昭和三十三年三月二十日(水曜日)

午後一時三十分開議

出席委員

委員長 秋田 大助君

理事小沢 辰男君 理事齋藤 邦吉君

理事澁谷 直藏君 理事柳谷清三郎君

理事大原 亨君 理事河野 正君

理事小林 進君

井村 重雄君 伊藤宗一郎君

浦野 幸男君 田中 正巳君

中馬 辰猪君 中野 四郎君

早川 崇君 松山千恵子君

森田重次郎君 浅沼 幸子君

滝井 義高君 長谷川 保君

八木 一男君 吉村 吉雄君

本島百合子君

出席國務大臣

厚生 大臣 西村 英一君

出席政府委員

厚生政務次官 渡海元三郎君

厚生事務官 熊崎 正夫君

(大臣官房長)

厚生技官 尾村 偉久君

(公衆衛生局長)

厚生事務官 大山 正君

(社会局長)

厚生事務官 山本 正淑君

(年金局長)

厚生事務官 山本 淺太郎君

(援護局長)

委員外の出席者

議 員 八木 一男君

大蔵事務官 船後 正道君

(主計官)

大蔵事務官 稻村 光一君

(理財局国庫課長)

専門 員 川井 章知君

三月二十日

委員井村重雄君及び米田吉盛君辞任につき、その補欠として中村梅吉君及び中馬辰猪君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員中馬辰猪君及び中村梅吉君辞任につき、その補欠として米田吉盛君及び井村重雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

生活保護法の一部を改正する法律案(八木一男君外八名提出、衆法第二九号)

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案(内閣提出第一二二二号)

国民健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)

国民健康保険法の一部を改正する法律案(滝井義高君外十一名提出、衆法第九号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号)

厚生関係の基本施策に関する件

○秋田委員長 これより会議を開きます。八木一男君外八名提出の生活保護法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

生活保護法の一部を改正する法律案

生活保護法の一部を改正する法律

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生活保障法

目次中「第二章 保護の原則(第七條―第十條)」を「第二章 保護の原則(第七條―第十條) 生活保障審議会(第十條の二―第十條の八)」に、「第九章 不服申立て(第六十四條―第六十九條)」を「第九章 不服申立て(第六十四條―第六十九條) 生活保障審議会(第六十九條九条)」に改める。

第一条中「生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、最低限度の生活を維持することができないすべての国民に対し」に改める。

第四条第一項中「生活に困窮する者」を「最低限度の生活を維持することができない者に」、「その他あらゆるものを、その最低限度の生活」を「その他のものを、その生活」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、社会通念上処分することが適当でないと認め

られる資産及び保有することがその者の自立の助長のために必要であると認められる資産は、当該利用し得る資金には含まれないものとする。

第四条第二項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める」を「他の法律に定める国又は地方公共団体の」に改める。

第七条中「その扶養義務者又はその他の」を「又はその」に改める。

第八条第一項中「基準」の下に「(以下この条において「保護の基準」という。)」を加え、同条第二項中「前項の基準」を「保護の基準」に改め、「世帯構成別」を削り、同条に次の三項を加える。

3 厚生大臣は、保護の基準を定め、又は改正しようとするときは、あらかじめ、生活保障審議会の意見をきかなければならない。この場合において、その意見により難いと認めるときは、厚生大臣は、理由を附して、生活保障審議会に再審議を求めなければならない。

4 生活保障審議会は、毎年、少なくとも一回、保護の基準が適当であるかどうかについて、厚生大臣に報告しなければならない。保護の基準の決定の基礎とされた生計費その他の事情の変化により、保護の基準を変更する必要があると認めるときは、その報告にあわせ

て、適当な勧告をしなければならない。

5 厚生大臣は、前項後段の勧告を受けたときは、必要な措置を講じなければならない。

第八条の次に次の一条を加える。(自立助長の原則)

第八条の二 保護は、要保護者の自立の助長に資するため、要保護者が勤労によつて収入を得た場合には、政令の定めるところにより、その収入の全部又は一部は、前条第一項に規定するその者の金銭又は物品に含まれないものとして行なうことができるものとする。

第九条中「その個人又は世帯の実際の必要の相違」を「にに応じた実際の必要性」に改める。

第十条を次のように改める。(保護の単位)

第十条 保護は、個人を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。ただし、夫婦又は十六歳未満の者及びその父母が同一の世帯に属する場合には、これらの者を一の単位として定めることができる。

第二章の次に次の一章を加える。第二章の二 生活保障審議会(設置及び権限)

第十条の二 厚生省に、附属機関として、生活保障審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、第八条第三項及び第四項に定めるもののほか、厚生大臣の諮問に応じ、この法律の施行

及び改正に関する重要事項について調査審議する。

3 審議会は、この法律の施行及び改正に関し必要と認められる重要事項について、関係行政機関に意見を申し出ることができる。

(答申等の尊重)

第十條の三 関係行政機関は、審議会から答申、勧告又は意見の申出があつたときは、これを尊重しなければならない。

(組織)

第十條の四 審議会は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する委員十三人をもつて組織する。

- 一 大蔵事務次官
- 二 文部事務次官
- 三 厚生事務次官
- 四 労働事務次官
- 五 自治事務次官
- 六 学識経験のある者

(委員)

第十條の五 内閣総理大臣は、前条第六号に掲げる委員を任命し、そのときは、あらかじめ、両議院の同意を得なければならない。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で、両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに

その委員を罷免しなければならない。

4 第一項に規定する委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 内閣総理大臣は、第一項に規定する委員が心身の故障のため職務を執行することができないと認められる場合又は同項に規定する委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

6 委員は、非常勤とする。

(会長)

第十條の六 審議会に会長一人を置き、委員が第十條の四第六号に掲げる委員の中から選挙する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第十條の七 審議会の事務を処理させるため、審議会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受け、事務局を掌理する。

(政令への委任)

第十條の八 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。
第十二條から第十八條まで中「困難のため」を削る。
第二十四條第三項ただし書を削

り、同条第四項中「三十日」を「十四日」に改め、同条第六項中「要保護者に対する扶養義務者の有無、資産状況その他」を削る。

第二十九條中「又は実施」を「若しくは実施又は第七十七條の規定による費用の徴収」に改める。

第三十一條第三項本文中「世帯単位」を「第十條の規定による単位」とし、「世帯主又はこれに準ずる者」を「当該単位ごとに被保護者」に改め、同項ただし書を削る。

第三十三條第四項中「世帯主又はこれに準ずる者」を「第十條の規定による単位ごとに被保護者」に改める。

第三十八條第七項中「の世帯」を削る。

第六十一條中「世帯の構成」を「第十條の規定による単位の人員構成」に改める。

第六十五條の次に次の一条を加える。

(生活保障審査会による審理)

第六十五條の二 前条第一項に規定する審査請求についての裁決は、厚生大臣にあつては中央生活保障審査会、都道府県知事にあつては地方生活保障審査会の議決を経て、行なわれなければならない。

第六十六條第二項中「前条第一項」を「第六十五條第一項及び前条」に、「同項」を「第六十五條第一項」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 生活保障審査会

(設置及び権限)

第六十九條の二 厚生省に、附屬機関として、中央生活保障審査会

(以下「中央審査会」という。)を置く。

2 都道府県に、地方生活保障審査会(以下「地方審査会」という。)を置く。

3 中央審査会及び地方審査会は、第六十五條の二(中央審査会にあつては、第六十六條第二項において準用する場合を含む。)の規定により議決する機関とする。

(中央審査会)

第六十九條の三 中央審査会は、次に掲げる者について、厚生大臣が任命する委員十一人をもつて組織する。

一 関係行政機関の職員 五人

二 学識経験のある者 六人

第六十九條の四 前条第二号に掲げる委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項に規定する委員は、次の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 中央審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

3 厚生大臣は、第一項に規定する委員が前項各号の一に該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

4 委員は、非常勤とする。
第六十九條の五 中央審査会に、会長一人を置く。

2 会長は、委員が第六十九條の三第二号に掲げる委員の中から選挙する。

3 会長は、中央審査会の会務を総理する。

第六十九條の六 中央審査会の庶務は、厚生省社会局で処理する。

(地方審査会)

第六十九條の七 地方審査会は、次に掲げる者について、都道府県知事が任命する委員十三人をもつて組織する。

一 関係地方公共団体の職員 六人

二 学識経験のある者 七人

2 第六十九條の四第一項から第三項まで及び第六十九條の五の規定は、地方審査会について準用する。この場合において、第六十九條の四第一項中「前条第二号に掲げる委員」とあり、又は第六十九條の五第二項中「第六十九條の三第二号に掲げる委員」とあるのは「第六十九條の七第一項第二号に掲げる委員」と、第六十九條の四第三項中「厚生大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替へるものとする。

(出頭、報告等)

第六十九條の八 中央審査会及び地方審査会は、その事務を行なうために必要があるときは、当事者又は関係人に対して、出頭を求め、又は報告若しくは必要な帳簿書類の提出を求めることができる。

(政令への委任)

第六十九条の九 この章に定めるもののほか、中央審査会及び地方審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十七條第一項中「民法」の下に「明治二十九年法律第八十九号」を加える。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十三年十月一日から施行する。ただし、第二章の二の改正規定、附則第二項の規定、附則第三項中厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）第二十九條第一項の表の改正規定（生活保障審議会に係る部分に限る。）、附則第三項中同法第三十八條の表の改正規定、附則第四項及び附則第五項の規定並びに附則第六項中社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第十條の改正規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。

（事前措置）

2 厚生大臣は、この法律の施行（前項本文の規定による施行をいふ。以下この項において同じ。）前において、この法律の施行に伴い必要となる保護の基準の改正について、第八條第三項の改正規定の例によりその手続をとることができる。

3 厚生省設置法の「一部改正」

（厚生省設置法の一部改正）
第五條第五十二号の三中「生活保護法」を「生活保障法」に改める。

第十二條第五号中「生活困難者」

を「最低限度の生活を維持することができない者」に改め、同号の次に次の一号を加える。

庶務を行ふこと。
第二十九條第一項の表中社会福祉審議会の項の次に次のように加える。

生活保障審議会

中央生活保障審査会

生活保障法の施行及び改正に關する重要事項について、厚生大臣の諮問に應じて調査審議し、及び關係行政機關に対して意見を述べること。
生活保障法の定めるところにより、議決すること。

第三十八條の表中「四九、〇六四人」を「四九、〇九七人」に、「四九、六三三人」を「四九、六六六人」に改める。

（厚生省設置法の一部を改正する法律の一部改正）

4 厚生省設置法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「四万九千八百八十一人」を「四万九千九百十四人」に改める。

（特別職の職員の給与に關する法律の一部改正）

5 特別職の職員の給与に關する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第十九号の三の二の次に次の一号を加える。

十九の三の三 生活保障審議会の委員（事務次官である委員を除く。）

6 社会福祉事業法の一部を次のように改正する。

第一條及び第二條第二項第一号

中「生活保護法」を「生活保障法」に改める。

第十條第一項を削り、同條第二項中「前項の事項以外の事項を調査審議するため」を削り、同條中同項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第十三條第六項中「生活保護法」を「生活保障法」に改める。

第十五條第一号中「生活保護法の適用を受ける被保護世帯」を「生活保障法による被保護者の属する世帯」に改める。

第十七條第三項、第十九條、第二十二條及び第三十四條第四項第一号中「生活保護法」を「生活保障法」に改める。

（国民健康保険法の一部改正）

7 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第六條第六号中「生活保護法」を「生活保障法」に改め、「世帯に属する」及び「その世帯が」を削る。

8 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

（国民年金法の一部改正）

第八十九條第二号中「生活保護法」を「生活保障法」に改める。

第九十條第一項第二号の次に次の一号を加える。

一の二 被保険者又は被保険者の属する世帯の世帯員であつて被保険者の配偶者若しくは十六歳未満の子が生活保障法による生活扶助以外の扶助を受けるとき。

第九十條第一項第二号中「生活保護法による生活扶助以外の扶助又は」を削り、「によるこれに」を「により生活保障法による生活扶助以外の扶助に」に改める。

（他の法律の一部改正）

9 次に掲げる法律の規定中「生活保護法」を「生活保障法」に改める。

一 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）

二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）

四 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）

五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）

六 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

七 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）

八 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）

九 らい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号）

十 入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）

十一 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）

十二 就学困難な児童及び生徒に關する奨励金等に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）

十三 租税特別措置法（昭和三十三年法律第六十六号）

十四 学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）

十五 社会福祉事業等の施設に關する措置法（昭和三十三年法律第二百四十二号）

十六 国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）

十七 日本学校安全会法（昭和三十四年法律第九十八号）

十八 社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第五十五号）

十九 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に關する法律（昭和三十六年法律第二百十五号）

二十 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十五号）

理由

現行の生活保護制度は、その基準がきわめて低く、運用が著しくきびしいため、健康で文化的な最低限度の生活を保障することができず、かつ、自立を助長する目的を果たしてないことにかんがみ、題名を生活保障法に改め、憲法第二十五條の精

親に孝養を尽くした方がよいという堅持になることはあたりまえの話であらうと思ひます。苦しい中、条件の悪い中で母を養ひ子供、看護してあげたい親を母をつぶして家に残し働きに出ることは、その子供に、親に、少しでもおしいもの、榮養になるものを食べさせたいという考え方で努力をふるって働いているのに、その収入が実際の生活を潤すものにならないのでは、働く意欲など喪失し、自立の道は閉ざされてしまうことは明らかであります。

現在の制度の運用においてもこの実態が直視され、行政上はこの法律をできるだけ広く解釈して、冷酷無比な収入認定の制度を緩和しようという方法がとられておりますが、いかにせん第四條第一項の鬼畜のごとき条文に縛られて、十分なものになっておりません。

いわゆる勤勞控除という制度は、大衆の切なる希望に從つて厚生省が知恵をしぼり切つてつくつた制度であります。が、条文に縛られて必要経費の控除という理論の上にしか立てないため、実際の働きによる実生活の向上という問題はほとんど解決しておらず、勤勞控除等でもし實際的に幾分の効果ありとしても、この制度は働く者一名につき幾らの控除の制度であつて、前例のごとき、家族を多くかかえた未亡人には何分の一の効果しか及ばないわけでありませう。従つて、この勤勞控除の制度は必要経費補てんという目的のため有効な制度であり、存続拡充すべきであります。が、ほんとうに自立を促進するためには、これとは別に対象家族に応じた、しかも必要経費というワケに縛ら

れない収入認定控除の制度をつくり、要保護者家庭の中のある程度働けるものが、家族のために一生懸命働いた収入が実際に相当程度全家族を潤し、その結果さらに働く意欲を燃やし、仕事の習熟、顧客の増加等によつてさらに収入がふえ、自立の道が急速にかつ大きく開けるようすべきであります。本案はそのため第八條の二の規定を新しく設け、右の目的を達成しようとするものであります。

以上は、自立助長をはばむ収入認定を緩和しようとする条文であります。が、他の点においても、自立助長に配慮いたしておりますことはもちろんであります。

改正の第三の柱は、適用の過酷な要件を緩和しようとするものであります。現行法でこれを規定しておりますのは、保護の補正性の条項、すなわち、第四條第一項及び第二項であります。まず第一項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定されて

いるのであります。それから「あらゆるもの」まで極端に縛つたこの過酷な条項は、文のため、数年前までは病床の老人がたまた一つの楽しみであつたラジオ、それも売り払つた場合幾ばつたの金にもならないものでも処分しなければ扶助が受けられない、なま夫の形見の記念品を泣く泣く手離さなければ扶助が受けられない、田畑のまん中の家を処分しなければ医療扶助が受けられないといった状態があつたわけでありませう。このように、実情に合わない条文に

対して、行政に当たる者は、厳密にいへば、この悪条文を幾分犯したといふべき苦しい解釈をしながらできるだけあたたかい運用がなされ、現在ではラジオとか、自転車とかを保有し、かつ家屋等の全般的な処分をなくしても保護が受けられるようになってはおり、また、逐年幾分ずつ緩和される傾向にありませうけれども、やはりこの条文に縛られて、実情にそぐわず、対象者の人間らしい感情を踏みにじり、あるいは再起の希望を断つことが非常に多いわけでありませう。

この点を改めるため、右条文中、「その他あらゆるもの」を、その他のものに改めて、冷酷な鉄条網を取り払い、さらに積極的に第四條第一項に後段を加えて、たとえば親の形見、夫婦の記念品、老人、病人、子供等の娯楽品など、社会道徳上保有されることが適当なものと及将来再起のために必要な、たとえば家屋、田畑、店舗、オートバイ、三輪車等々、自立助長に適當なもの、保有をしようとするものであります。

次に、第二項では、民法の扶養義務者の扶養が本法保護に優先して行なわれるものとするところになっており、この条文のため、家族とともに余裕のないきりきりの生活をしている人が、要保護者に対する扶養義務のため、その生活を破壊されたり、またそれをめぐつて親戚間の感情が対立したり、また遠方に親戚に保護を受けなければならない者が急速に保護を受けられなかつたり、いろいろの不都合が生じ、担当者が扱いに苦悩する現状にかんがみ、実情に合わない民法の扶養義務優先事項を削除して、あたたかい運営を

行なうとするものであります。改正の第四の柱は、現在保護は世帯を単位とし行なうことを原則としていたのを、個人単位を原則とすることに改めようとするものであります。現在世帯単位を原則とされてはいたが、民法にいわゆる生活保持義務者ではない扶養義務者が同一世帯にいることによつて、要保護者と完全に同一水準の生活をしいられることになっていないことは、全く不合理といわなければならぬことでありまして、実例をもつて考えてみますと、障害者の父、病人の母、幼い弟妹二名と同一世帯にいる十八才の少年が、どのくらい懸命に働いても、収入がこの五人分の生活保護費以上の金額にならない限り実生活費を引き上げることにならないわけであつて、若い青年の権利がじゅうりんされ、両親に対する孝心も実際には実を結ばないことになるわけでありませう。このような重大な欠陥をなくすため、第十條を改め、原則的に個人単位とし、ただ例外として同一世帯の夫婦と未成年の子供のみを単位として扱うことにしようとするものであります。

このことによつて、要保護世帯の中で懸命な努力をする青少年は、その働みに見合う生活を建設し、かつ実際の生活のため消費せられて、青少年の勤勞による自己の生活建設の努力と、家族に少しでもよい生活をと願う愛情が、實際上実を結ぶことになると思へるものであります。

改正の第五の柱は、本法施行上の苦情の処理を民主的なものにするため、中央、地方に苦情処理機関を置くこととするものであります。

従来、本法の取り扱いにいろいろ苦情が生じ、かつ、その処理が必ずしも適切に行なわれなかつたことは、いわゆる朝日裁判の例をもつても明らかであります。が、裁判に訴えることはもちろん、実際は官僚の手によつて冷やかに処理されることが多い、知事決定に期待が持てず、苦情申し立てすらもあきらめてはいる対象者が多い今日、民主的な機関を設けて本法のよき運用を期することが緊要なことであり、そのため、第六十五條の二の規定を新設し、第六十六條に改正を加へまして、保護の決定及び実施についての審査請求や再審査請求については、厚生大臣が裁決する場合は中央生活保障審査会の、都道府県知事が裁決する場合は地方生活保障審査会の議決を経て行なわれなければならないものとし、第九章の二を新設して、中央審査会及び地方審査会の組織及び権限を規定したのであります。

中央審査会は厚生省に置かれるものであり、厚生大臣の任命する学識経験者六名、関係行政機関の職員五名、計十一名をもつて構成するものであります。特に、その機関の特質にかんがみ、心身故障など特別の場合のほかは、その意に反して罷免することができないことにしようとするものであります。地方審査会は、各都道府県に置かれるものであり、関係地方公共団体の職員六名、学識経験者七名、計十三名をもつて構成し、委員の身分が保障されることは、中央審査会と同様であります。

以上が具体的な改正点であります

が、その他本法の理念を明らかにするための改正を行なうものであります。

まず、現行法の目的が、生活に困窮する国民に対してつくられたものであるとして、その発展を遂げ、憲法第二十五条の理念を明確に確立させるため、生活に困窮するといふあいまい、かつ消極的な規定を改め、健康で文化的な生活を維持することができないものに対して適用されるものであることを規定するため、第一条及び第四条を改正し、さらにこの改正と前述五項の抜本的な本法案の改訂に際し、かつ、題名より恩恵的なものであるといふ誤解を一掃し、国民の生存権を明確にするため、題名を生活保障法と改正しようとするものであります。

本改正法は、昭和三十八年十月一日から施行しようとするものであり、ただし、生活保障審議会に關する規定は、その任務上昭和三十八年四月一日公布から直ちに施行するものであります。

本法施行に要する直接の費用は、生活保障審議会及び審査会の費用で年間約五千万円であります。

以上が本法案の内容の概要であります。以上が、要するに本法案は、社会保障の基礎となる生活保障法が、あらゆる面でその目的を十分に果たしておらず、国民の生存権がはなはだしく侵害されている点を根本的に改め、憲法第二十五条の精神を正確に確立しようとするものであります。健康な生活を保障する目的を持った法律が不完全であり、対象者が自分の体力を食べて健康をすり減らしながら毎日を送らなければならぬ状態、文化的などとはどんな観点よりも言えない状態、寿命や

人間性をすり減らす状態を幾分でも少なくするために、この法律をこまかくすることすらしなくてはならない状態、関係官庁が違反すれば行政解釈をしなければならぬ状態等を考えると、生活保護法の改正は一日もゆるがせにすることはできないと存じます。

このような欠点を根本的に改め、ほんとうに健康で文化的な生活を保障し、さらにほんとうに自立の助長をはかるため、あらゆる観点から検討いたしました本法案でありまして、憲法を尊重し擁護する義務を持たされ、そのことに最も忠実な各位の慎重な御審議の上、急速なる満場一致の御可決を心からお願ひする次第であります。

○秋田委員長 本案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

○秋田委員長 内閣提出の、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題とし、審査を進めます。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、戦没者等の妻に対する特別給付金の支給に關し必要な事項を規定するものとす。

（定義）

第二条 この法律において「戦没者等の妻」とは、昭和十二年七月七日以後に死亡した者（同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）であつたことにより、昭和三十八年四月一日において次の各号に掲げる給付を受ける権利を有する者をいう。

一 死亡した者が、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三十一号）による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する軍人、準軍人その他の陸軍又は海軍部内の公務員又は公務員に準すべき者（戦時又は事変に際し臨時特設の部局又は陸海軍の部隊に配属せしめたる文官補の件（明治三十八年勅令第四十三号）に規定する文官を含む。）であつたことにより支給される恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料

二 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）以下「法律第五十五号」といふ。）附則第二十九條の二の規定の適用により支給される恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料、法律第五十五号附則第三十五條の三に規定する扶助料、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百号）附則第四項に規定する扶助料又は旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に關する法律（昭和三十一年法律第七十七号）第三條第二項に規定する扶助料

三 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）以下「遺族援護法」といふ。）第二十三條第一項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十一号）附則第二十項若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第四十四号）附則第十一項の規定により支給される遺族年金

四 遺族援護法第二十三條第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族給付金

五 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第三條の規定により承継した義務に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由とするもの

六 遺族援護法第二條第二項第二号に規定する軍属であつた者で同法第三條第一項第二号に規定する在職期間内における負傷又は疾病により死亡したものの遺族に対し、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三條の規定に基づく郵政省共済組合又は公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百四十四号）第三條第一項に規定する国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由とするもの

号。以下「遺族援護法」といふ。）第二十三條第一項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十一号）附則第二十項若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第四十四号）附則第十一項の規定により支給される遺族年金

四 遺族援護法第二十三條第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族給付金

五 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第三條の規定により承継した義務に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由とするもの

六 遺族援護法第二條第二項第二号に規定する軍属であつた者で同法第三條第一項第二号に規定する在職期間内における負傷又は疾病により死亡したものの遺族に対し、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三條の規定に基づく郵政省共済組合又は公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百四十四号）第三條第一項に規定する国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由とするもの

七 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）以下「遺族援護法」といふ。）第二十三條第一項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十一号）附則第二十項若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第四十四号）附則第十一項の規定により支給される遺族年金

（特別給付金の支給及び権利の裁定）

第三条 戦没者等の妻には、特別給付金を支給する。

2 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行なう。

（特別給付金の額及び記名国債の交付）

第四条 特別給付金の額は、二十万円とし、十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができ

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前四項に定めるもののほか、第二項の規定によつて発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（特別給付金を受ける権利の受継）

第五条 特別給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に特別給付金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の特別給付金を請求することができる。

2 前項の場合において、同順位の人があるときは、その一人のした特別給付金の請求は、

全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別給付金を受ける権利の裁定は、全員に対してしたものとみなす。

3 前条第一項に規定する国債の記名者が死亡した場合において、同順位に相続人が数人あるときは、その一人の死亡した当該死亡した者の死亡前に支払すべきであった同項に規定する国債の償還金の請求又は同項に規定する国債の記名変更の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした同項に規定する国債の償還金の支払又は同項に規定する国債の記名変更は、全員に対してしたものとみなす。

(時効)
第六条 特別給付金を受ける権利は、三年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

(時効の中断)
第七条 特別給付金に関する処分についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(譲渡又は担保の禁止)
第八条 特別給付金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(差押えの禁止)
第九条 特別給付金を受ける権利及び第四条第一項に規定する国債は、差し押さえることができない。

(非課税)
第十条 租税その他の公課は、特別

給付金を標準として、課することができない。

2 特別給付金に関する書類及び第四条第一項に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(国債の償還金の支払)
第十一条 第四条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合において、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3 前項の場合においては、郵政大臣は、同項の政令で定める者に対して、その支払に必要な資金を交付することができる。

4 第二項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手續は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

(権限の委任)
第十二条 この法律により厚生大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他の政令で定める者にその一部を委任することができる。

(省令への委任)
第十三条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の

実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

附 則

(施行期日)
1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、公布の日が同月二日以後であるときは、公布の日から施行し、同月一日から適用する。

(国債の発行の日)
2 第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和三十八年五月一日とする。

(厚生省設置法の一部改正)
3 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第六十三号の次に次の一号を加える。

六十三の二 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十一年法律第 号)の定めるところにより、特別給付金を受ける権利を裁定すること。

第十四条の三第四号の次に次の一号を加える。

四の二 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法を施行すること。

理 由

戦没者等の妻の置かれていた特別の事情にかんがみ、特別給付金を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○秋田委員長 まず提案理由の説明を

聴取いたします。西村厚生大臣。

○西村国務大臣 ただいま議題となりました戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

過ぐる大戦において、戦陣その他公務により死没された軍人、軍属、準軍属等の戦没者等の遺族の方々に對し、政府といたしましては、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の施行により、公務扶助料、遺族年金等を支給するなど、これまででき得る限りの措置を講じてきたところであります。

しかしながら、これらの遺族の方々のうちでも、戦没者等の妻であった方々につきましては、一心同体といへば失つたといふ大きな心の痛手を受けつづき今日に至つたという特別の事情があると考えられます。従いまし、この際、このような戦没者等の妻の精神的痛苦に對しまして、国として何らかの形において慰謝することが必要であるものと考え、これらの方々に特別給付金を支給することといたします。

次に、この法案の概要について御説明いたします。

まず、第一に、昭和十二年七月七日に勃発した日華事変以後に公務上負傷し、または疾病にかかり、これにより死亡した者の妻であつたことにより、本年四月一日において、旧軍人、旧軍人または旧軍属にかかる公務扶助料、特別扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金、特別遺族年金または遺族給与金、もとの陸軍または海軍の雇傭人等にかかる旧令共済殉職年金等を受ける権利を有する妻に二

十萬円の特別給付金を支給することといたしましたこととあります。

第二に、この特別給付金は、十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付することと、この国債は無利子とし、昭和三十八年五月一日をもつて発行することといたしました。

なお、国債の償還金の支払いについては省令をもつて規定いたしますこととなりますが、本年十月三十一日に第一回として一萬円を、その後、一回に一萬円ずつ毎年二回、最終回は昭和四十八年四月三十日に一萬円を支払うことといたしました。

第三に、特別給付金を受ける権利は、譲渡を禁止しておりますが、相続についてはこれを無条件に認めるとともに、国債についてはの繼承についても、民法の原則により相続人が受継するものとしたしております。

その他、特別給付金につきましての時効、差し押えの禁止、非課税、実施機関等所要の事項を規定いたしております。

なお、この法律による特別給付金の支給件数は約四十四萬程度と見込んでおります。

以上がこの法律を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○秋田委員長 次に、ただいま提案理由の説明を聴取いたしました戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案にあわせて、内閣提出の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、国民健康保険法等の一部を改正す

る法律案及び滝井義高君外十一名提出の国民健康保険法の一部を改正する法律案の各案を一括議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。長谷川保君。

○長谷川(保)委員 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案について若干の質問をいたしたいと存じます。

まず最初に伺いたいことは、この提案理由の説明を拝見いたしました。戦没者の妻の精神的な痛苦に對して慰謝をして何らかの形において慰謝をしたというところであります。誤った帝國主義の考えからいたします大東亞戦争及びその前の日華事変等々、まことに大へん遺憾なことではございましたが、ことにこの誤った戦争の最大の犠牲者となりましたのは戦没者の奥さんたちでありまして、まことに私も、この戦没者の奥さんたちに対しては深い同情をし、また何とかしてその生活が守られて、子たちともによりっぱりに過ごしていただきたいということは、われわれすべての国民の深い念願であります。今回この種の法案ができましたことにつきましては、社会党といいたしてもさういふ立場で賛成の意を表するつもりでございますが、軍人恩給が復活いたしますときに、私も社会党といいたしましては、軍人恩給の復活という立場ではなくて、すべての国民がいれば戦争の犠牲者である、従って全国民の中で不幸な人々、生活が困難な人々、そういう人々を国が平等にささえ、保護し、そしてすべての人々が貧しくとも健康な生活ができるようにという立場で、全

も、生活に困難をする人々にも、社会保障をすべきであるということ強く主張したのであります。しかし、当時社会保障という言葉に對する遺族の一部の方々の誤解、また、ためにする者の肩動等もありまして、生活保護を受けるということをむしろ非常な不名誉とするという考え方が、社会保障と結び合わされるのに非常に誤解がありまして、そしてついにさういふわれわれの主張は受け入れられませんでした。軍人恩給の復活という特別な方々に対する保障という形になっていったわけでありまして、私もさういふ立場を遺族の方々がお待ちになるようならばということ、当時、位階勲等による差別をとれ、戦没者の遺族に對しましては全部平等に恩給を出すようにということ強く主張したのであります。今日この法案が出てくるに及んで、今日の軍人恩給の、こ

とに一番大きな犠牲者でありました、いわゆる職業軍人でない方々、田畑から、工場から、家庭から召集されて参りました方々の御遺族、つまり下級の兵等に對します恩給等が額としてきわめて不十分であつて、何とかしてこれをもう少し多いものにして、生活が安定をして子たちを育てて参ることができるようになることを考えております。立場から、今回のこの法案につきましましては、それに對しますせめてもの補強のことになるであらう、またせめてもの慰めになるであらうということ、このことを考えるのでございますけれども、たゞ、この提案理由の説明を見ても参りましてふに落ちない、筋がうまく通っていないのではないかと、いう点が少し考えられるのであります。まず

ここに、戦没者の妻に對する精神的痛苦に對しての慰謝ということ、これがなされるということになっておりますけれども、この趣旨をさういふようにのみ考えていつていいのであろうか、まずそのことを伺いたいと思つております。

○西村国務大臣 今回の未亡人に對する給付金の性格は何かということであると思つております。昔の遠い日清、日露の戦争当時におきまして、妻が夫をなくしたという悲しみに對しましては同じことであつたと思つております。が、今回の日華事変以来の戦争におきましては、一心同体の夫を失つたということの妻の悲しみとしては、それ以上に世間の目と申しますか、世間の考へといひますか、戦没者の妻に對する処遇といひますか、世間の感じがだいぶ違つて、ほんとうに夫を失ひながら、世間的冷遇の中に生活しながら今日に來たつたと思つております。これは敗戦といふ非常にみじめな現実につながりましたことと存じます。従いまして、従来の戦争も妻としてはまことに忍びがたいものでありますけれども、今回の戦争における妻の立場は、それ以上に特別なものがあつたと思つて存じます。従いまして、國家といひましてこれらの方々に何らかの形で慰謝したい。戦争が済みました直前には、わずかながら慰謝の意味でおお灯明代といふものを差上げました。が、今日國家といひまして、やや経済もよくなつたといふ立場において、これはぜひとも考へてやらなければならぬ、いわゆる特別な状況にあつたといふことに對するほんとうの心からの慰謝ということと存じます。従いま

して、この金の性格はどうであるかを一言で言へば、この金は、現在の未亡人が置かれておつた特別な事情にかんがみまして慰謝をするのだ、こういうことに解しておる次第でございます。

○長谷川(保)委員 その趣旨は賛成でありますけれども、戦没者の妻に對する慰謝という形でこれが立案されたものであるとしますならば、二つの問題が起つてくるのであります。一つは、第五條の権利の承継のことでありまして、戦没者の妻を慰めるというところであれば、すでに施行前になつてしまつてこの権利を請求することができなかつた人々、なくなつた婦人たちが、それからいふ一つは、これを受けた後に民法に從つて相続をする、その相続人がこの権利を承継するといふのは変ではないか、もうなくなつてしまつた人に対しては、いかんとも慰謝の方法はないのであります。またこの旅行後に戦没者の妻がなくなつたとして、あとその相続人が相続していくのは変ではないか、このことが一つの私の疑問であります。戦没者の妻に對する慰めといふことであれば筋が通らぬのではないか、これが一つであります。

おらない、あるいは母子福祉資金の貸付等の制度を除きましては、何ら援護されておらないと思つております。さういふ人々が、今日やはり同じ戦争の犠牲者として、戦争のために特に大きな痛手を受けた者といひまして取り残されておると思つております。さういふ人々も、みんな地方では未亡人會等を一緒にやつていらつしやいます。ところが、今回のこの措置がさういふ人々に及ばないといふことになりまして、さういふ人々を、今この制度が行なわれることによって、ことさらにまた悲しませると思つております。

自分の夫が同じように戦争で死んだ、そして自分たちは子供をかかえて悪戦苦闘してきた、しかるにもかかわらず、今回の措置は戦没者、軍人、準軍人等の方々に對する措置であつて、同じように戦争の犠牲者となりながら、自分たちはまたここで國家から何らかの保護を受けられないといふことは、私は悲しみを新たにさせるものだと思つて存じます。またさういふことが同じ地方の、今まで手を取り合つて助け合つて参りました未亡人會に水をさすといふ形になつて、そこにねたみ心やその他のものが起つてきて、せっかく今日までがっちり手を組んで、お互いに助け合つて参りましたものにひびが入る。さういふことをさすべきではない。だからこの際一歩を進めて、さういふような防空活動その他に動員されてなかつた方々、空襲を受けて、空襲を受けてその夫が死んだ、ことに町防に動員されておりました方々、さういふ方々が火に囲まれて死んだといふような例がたゞございまして、その残された妻に對する援護は、生活保護等を除きましてはされて

ことを念願するためのものでございまして、その資格の後に本人がどうい

失った、同じような戦争の痛手を受けました方々に対しても、これを広げな

時金であるといたしますれば、今後な
くなられた人につきましても二十万円

いうことで防空活動をしておつた、そこでついになくなつたというようなこ

をやるべきである。そうして新しい涙

者の妻を慰めるという大へんいい考え方でこの仕事をやるのでありますから、同じ戦災でなくなった人の妻に新しい涙を流させないようにしてもらいたい。これをそこまで広げると申しまして、これは四十四万と参考資料に書いてございまして、それならばその大したことはないと思ひます。だからそういう人たちにこれを広げてもいい。この法律はみんなが喜ぶ法律にしてもらいたい。そしてさらに局長がおっしゃる通りに、なおそういう人たちにも、遺族の援護法を将来当てはめていくということをまた考えてやってもいい。必ず将来遺族の援護法を改めて、そういう方々を吸収するといふよりも、むしろ今日新しいこの法律ができるのでありますから、この税金を出すのでありますから、このときに、やはりこの法律で吸収できるだけのことは吸収しておくといふことをすべきでありまして、こういうことに對しては、私は戦没者の妻の方々も何ら異存はないと思ひます。自分たちの仲間みんなに広げてもらいたい、こういうのは当然であらうと思ひます。私はすでにある未亡人会でそういうことを耳にいたしましたので、このことを強く要求するわけでありまして、当然そこまで広げてやればいいじゃないか。そうすれば、これはすべての戦争による未亡人たちに一律に慰めることになりまして、この新しい法律をつくるの際に、これをやるべきだ、そこまで広げるべきであると思ひます。ことに、おそらく、この法律の提案の説明には書いてございせんけれども、この法律が提案されておりますように

は、御承知のように家族制度が順次崩壊をして、ようやく戦争の犠牲者でありました戦没者の奥さんたちも子供たちが大きくなって、もう戦後十八年、十八才以上になってきた、こういうときでありまして、順次お子さんたちが成人して一人前になって、新しく家庭をつくっていくかというところになってきた。しかし家族制度が崩壊してきております関係上、そこに新しいものの考え方が古いものの考え方との間にみぞができる、そこにまた、長い間暮らしてきて子供たちを育てたにかかわらず、新しい涙の種ができてくるということもないとは言えないと思ひます。そういう方々のために、これはほんの一助のものではありますけれども、苦勞して参りました戦没者の妻たちを、そこで幾らかでもより平安な生活ができるように、安らかな生活ができるように、安らかな生活でいていくのだと私は推測をし、またそういう効果があるものと考へておるのであります。そういうような意味をも含んでいと思ひますので、同じ戦争による犠牲者となられました戦没者の未亡人たちに對しまして当然今これを広げるべきだ、こう思ひのであります。大臣、この点はどうでしょう。

○西村国務大臣 これは一般戦災者に對してどうするかということでございます。戦争と濃厚な關係を持った方があるじゃないかという御質問です。それも一応はわかりますけれども、やはりこの対象者のつかまえ方は、現在この法が施行される本年の四月一日において、それぞれの理由があつて、公務扶助料とか給付金とか、いろいろいた

ておる、そういうものは的確にわかつておるものでございまして、それを対象にすべきでありまして、一般戦災者も、それによつて未亡人になったといふことをつかまえるといふことは、これは別な問題でございます。従いまして、十分お氣持はわかりますけれども、その一般戦災者のうちで特別な対象が、何らかの形で遺族の給付を受けるというよりなことになるれば、それはそのときというよりいたし方がないのでございまして。今局長からもその対象をつかまえていといふことを申しましたが、その対象をつかまえていといふこともありますし、もう一つは、一般戦災者との対比の問題にもなりまして、従いまして、現在何らかの形で行なわれておる扶助料その他を受けておられる方々を対象にするといふより以上に、対象のつかまえ方がないと思ひますが、対象はさう考へて適當ではなからうか。現在の時点におきましてはそれが適當ではなからうか、かように考へておる次第でございます。

○長谷川(保)委員 世界の文明国ではどこでも十分寡婦年金等があるわけでありまして、日本におきましては、国民年金等の中にありますものは、きわめてわずかの入し対象としておりません。また金額もわずかでありまして、だから私は、日本がその点おくれしておりますから、今ここでこういうものが出ていくならば、厚生年金とは違ひますけれども、やはり本来は、全部の未亡人たちに適當な方法で寡婦年金等の制度を十分につくべきでありませうけれども、まだそこまでいっておりませんから、今この法律を新たにつくろうというならば、市町村へ行つて調べればそんなにむずかしいことではない、かように思つておりますから、今ここでそれは交付の対象にするとかしないといふことは、ちよつと申し上げにくいのでございまして。ただいま一生懸命検討中でございます。

○長谷川(保)委員 この点は、戦没者の妻を慰めるという立場でこの法律ができるのでありますから、これは絶対に収入と認定して削るべきでない、もしそういうことをしますならば、またそのことで、気の毒な貧しい戦没者の妻によけい大きな涙を流させることは絶対にすべきではない、もしそういうことをするといふならば、私はこの法律に反対します。そういう方々で収入認定とは別個なものとしてやつてもらいたい。この点は切に要求をいたしておきます。

それから、この法律をさつと読んだだけで私は読み落しがあるかもしれませんが、新聞報道では、再婚した場合にもこの給付をするといふことである、この法律を讀んだところでは、そういう点が何も書いてないように思ひますが、その点はどうなるのでありますか、私はその点を明確にしておきたいと思ひます。

○西村国務大臣 収入認定の問題ですが、せつかく御意見もあることですが、今この段階では、私はここでどういふことは言えませんが、御意見のあるところは十分尊重いたして参りたい、かように考へております。

なお、あとの問題は事務局から説明させます。

○山本(淺)政府委員 再婚も死亡と同

様でございます。先ほど申しましたように権利を裁定いたしますと、その者に二十万円を上げるといふ権利が確立するわけでございます。あとは本人がなくなつた場合に相続人が——死亡するといふようなことは当然民法でいえますし、再婚の場合におきましては、その権利を受けたその者がおるわけでございます。まして、積極的に法律で排除しない限り、あくまでその者に権利が続くといふことでございます。

○長谷川(保)委員 そりすると、再婚した戦没者の妻にはことなく、その権利を承継した者にいくつということでございますね。

○山本(漢)政府委員 ちょっと説明が不十分でございましたが、再婚した場合におきましては、再婚した妻であつた方その方自身が本然の権利者でございます。その方がなくなつた限り、その方が引き継いで受けるわけでございます。

○長谷川(保)委員 それでよろしいと私は思ふのであります。そりうことであらばけつこつだと思ひます。

それからもう一つ伺ひたいことは、これは無利子としたといふことですね。先ほどのお話のように、これは一時金の性格のものを国が金がないから分けて出すのだ、こりう意味で無利子とするのだといふことなのかどうか。どうも一時金として出すべきものを、国が金がないから長いことかかつて出すといふことであらば、十年間にこれを支給するといふことであらば国債を出すのでありますから、当然利子をつけるべきだと思ひますが、利子が無利子としたといふのはどういふ理論的根拠があるのか伺ひたい。その他の国債

は全部利子がついてゐるの、これだけつけないのは、どういふ理論的根拠があるのか伺ひたい。

○西村国務大臣 個人に交付する国債でございますから、普通常識的に考へれば、ある金額を定めて利子をつけよう。しかし、要するに、その元金と利子とをどれだけにするかといふことが一番大事なことでございませう。こりうよりな点で利子をつけたい根拠いかに、こり問われると、非常にむづかしい根拠はないわけでございますが、元利を含めて二十万円とするのが適當でなからうか、こり見たわけでございます。

○長谷川(保)委員 要するに、つかみ金のお見舞金を差し上げるということですね。わかりました。

そこで、もう一つ伺つておきたいことは、第三条及び第六条の關係です。これは第三条に、未亡人の請求に基づいて、厚生大臣が行なうといふことになってゐますね。これが全国的にみまうまいかどうか。なるほど都會等を考へますれば、こりうことを知らぬでゐるといふ人は、あるは少ないかと思ひます。けれども、こりういふ法律ができて、うっかりしてゐるといふような場合がすいぶんあるのではないか。ことに、さつき申しましたような再婚したような場合には、なおさらこりういふようなことがありはせぬか。また、それが三年たつと時効でその権利を失うといふ第六条との關係、私は今日恩給法や援護法などを調べてみましても、実にむづかしいですね。こりくらゐわれわれが本氣になつて恩給法と援護法をしつかりやるには、こ

れはまず三月くらい勉強しなければ、複雑でわかりません。そりうよりなこと、今日でも請求をしない人も相当ある。それが初め厚生省あるいは恩給局等であつたよりも、次々と新しい請求者が出てきた。少なくとも軍人恩給が施行されて、それから後数年間、予想以上にこりう人が次々に出てきたといふ理由だと思ひますけれども、同様に今度のこの法律が出来まして、われわれつくる者はみんな知つてゐると思つてゐるけれども、實際においてはなかなか國民に浸透しないものです。金をくれるといふのですから、知らぬでゐる人は割合に少ないかも知れませんが、それでも案外浸透しないものですね。だから三年の時効といふものをつけて、こりう本人の請求によつてこれを厚生大臣が支給するのだといふ行き方は、もう少し親切に考へてやらないといふかぬのではないかと思ひます。これは厚生省がこりうになつたつてわかるのだから、こりういふことを三年ばかりの時効でやつていきますと、これはその権利をむづむづ失う方が相當あるのではないかとこりうことを考へるのです。だから私は、むしろこの時効なんといふものはつけるべきでない、つけないでこりうになつた方がよい。戦没者の妻と申すと、少なくとも十数年たつておられます。普通でいへば十八年以上たつておられます。その余生といふものはこりういつまでも続くわけではないのでありますから、こんな時効なんといふものをつけると、今の本人の請求によつて厚生大臣がこれを裁定して給付していきますと、そこにせつかく権利を持ち、与えられながら實際は行なえないといふ人

が出てくるのではないかと、法律をずつと一通り読みまして感じたのであります。こりういふ点は大丈夫でありましようか。私は時効を取るべきだと思ひます。

○山本(漢)政府委員 長谷川先生の御注意は、非常にわれわれ行政を担当するものといひまして、留意しなければならぬといふところと考へておる次第でございます。ただ、この給付金は、法律にも書いてございませうに恩給なり遺族年金なり、こりうしたいわば基本になりますとこりの年金の権利を有するものが請求することになつておりますので、現在までに恩給なり遺族年金につきましたは、ほとんど九九%といひていいくらいに本人からの請求が出ておるような状況でございます。全然別種の給付金でございます。全然比較的こりういふ点は關係者が熟知しておると考へております。しかしながら、万一にも権利の上に眠るといふようなことがあつては、せつかく法律をつくつた役割を果たし得ませんので、都道府県なり市町村なり、あるいは遺族会等の關係団体等の活動もお願いいたしまして、所定の時間に十分請求ができるように、御指摘の点は十分心して行政に当たつていきたいと思ひております。

なお、時効が三年と定めてございませうが、これは引揚者給付金のような手近な例でも三年といふ例がございませうので、援用しておるわけでございます。ところが、引揚者給付金の場合には、ごく一部でございませうけれども、期間内に請求が出せなかつた人がございまして、その後、国会で時効の延長を立

法していただいたような経緯もございませう。私どももいたしましては、ある意味では非常に簡単な請求でございませうので三年あれば十分やれると思ひますけれども、万一多少でも残るといふようなものがその後において判明いたしました場合には、また国会に所要の法律改正をお願いするといふこともあろうかと存じますが、現在のところ、十分御注意の点を留意してやりますれば、ほぼ目的は達し得るものと考へております。

○長谷川(保)委員 私の時間はずでに過ぎましたので終わりますが、こりうこの給付金を絶対に生活保護における収入認定としないといふこと、さらにこれを全戦災未亡人、防空活動その他で夫を失ひました未亡人とか、その他の戦災未亡人に広げられるように強く要望して、私の質問は終わります。

○秋田委員長 滝井義高君。

○滝井委員 まず大臣に、厚生大臣としてでなくて、國務大臣としてお尋ねをいたしたいのです。

御存じの通り、自由民主党では、戦後処理の問題として国会に今意思表示をしておるのは、まず第一に金鵄勲章を意思表示しておるわけですね。これは議員立法で内閣委員会にお出しになつた。それから地主の補償の問題、これは二千八百五十億ですか、これを出しにならうとしておるわけですね。調査費を一億八千九百万円おきめになつた。それから軍人の關係、それから今日のこの戦没者の妻に対する特別給付金で、これは八百億ちよつと要るわけですね。

「委員長退席、小沢(辰)委員長代理着席」

なおあとに続いておるのが引揚者給付金で、五百億程度では少ない、あれではわれわれの外に地に残した財産の補償ではないのだ、とりあえずお見舞いというが、そういう形でもらったのであつて、これは最後のものではないのだ、こうおっしゃっておられるわけですね。先日、全国大会も開かれました。そうしますと、今長谷川さんも指摘しておりました戦災者、企業整備、いろいろたくさんあるわけですね。これらの戦争犠牲者に対する政府としての基本的な態度というものは、一体どういふものがあるのかということなんです。まばらまばらにそれぞれ陳情、請願があつたものから片づけていくというふうなやり方では、あなたの方の厚生行政全体として考えた場合に、それらの金を一々取られていくと厚生行政が非常に前進しないわけですね。たとえば厚生行政の長期計画を立てていこうとして、もうすでに私が指摘したように、九代の大任にそのたびごとに長期計画を立てて下さいと言つたのです、みな立てます、立てますと言ふんです。しかし一向にお立てにならぬわけですね。これは根本はどこにあるかというところ、長期計画を立てれば、五年なら五年の計画の中で、予算は五年間きめられてしまふわけですが、それは大蔵省が予算の弾力性を失うということ、で反対するわけですね。ところが一方、こういう戦後の処理の問題について、十年間で国債を差し上げます、そうしますと、八百億の金が社会保障の予算と類似のものとして厚生省の予算になるわけですから、きめられてしまふわけですね。そして全体の社会保障というものが前進をしないという形が出る

てくる。なぜならば国民の財布は一つなんです。税金は一つの口からしか出ていかない。そういう点で、この戦後の処理の問題を、内閣として大所高所から全般的にどう処理するかという基本方針をお出しにならぬと、力の強いところからむしり取られていって、あとに残るものは哀れなものばかりだということになるという可能性があるわけですね。そういう傾向は出てきているわけですね。そしてそれが選挙のたびごとに自由民主党と結びついて票になつていく、こういう不明朗な政治というものは、ここで私ははつきりさせなければいかぬと思うのです。そこで、こういう戦後処理の問題を一体どうするかということですね。一番弱い未亡人の問題について早く処理をしなければならぬ。しかし御存じの通り、母子家庭は百三万あるわけですね。そしてその所得は一万八、九千円以下であるという実態です。この制度で救われるのは四十四万人しか救われない。なおあと六十万程度の者が残つていて、六十万はどうかするんだという問題に対する解答はないわけですね。戦後処理の全般の問題の一端として戦後未亡人の慰謝をやる、こういう形になつてこなければいかぬと思うのです。やはり政策というものは、かゆいところに手が届き、均衡がとれた政策でなければならぬと思うのですが、一体戦争犠牲者の全般の問題を、国務大臣として、池田内閣はどう処理されようとするのか、それをまずこの際明らかにしておいていただきたいと思ひます。

害というものは、さいぜんも申しましたように、多かれ少なかれみな被害を受けておるのであります。しかしその被害を国家が救ひ、補償するあるいはほかの形で慰謝をする、いろいろありまして、それはやはり一時にできることじゃない。やはり経済の成長、国力がついてこそ初めてできることでございまして、それはそのときどきに応じていいますか、戦争に直接関係があつたか否かというふうな厚薄の問題、程度の問題、事柄々々によつて判断する、しこうして日本の経済力というものを勘案しつつやるよりはかたしやうがないのじゃないかと私は思うのであります。従ひまして、従来の政府といふは、歴代内閣がとつてきた態度も、一番直接的な戦争にかかり出されてなくなつたというふうなことで遺家族援護法というふうなものが制定され、しこうして国の力がつくにつれて、徐々にいろいろな戦争の犠牲者に対して及んでおるのであります。今滝井さんは、今回のこの未亡人の問題でも何か選挙のおいがあるのじゃないかといふことを申されましたが、私もはみじんもそういう考え方は持つておりません。これを今回やろうとしても、やはり国力がなければやれぬこととてございすけれども、この程度はやるべきじゃないかといふことで今度提案をいたしたような次第でございまして、今戦災者に対して総合的に云々といふようなことは少し無理ではなからうか。要求される方が無理ではなからうか。しこうして事柄は、やはりその事柄々々で考えて、他のものとの均衡が失われないようにしていかなければならぬといふことを考えておるの

でございまして、そのために厚生省の予算が、社会保障の予算が少なくなるのじゃないかと、そういう御意見もございすますが、それとの関連は全然ないわけではございません。が、そういうことを勘案しつつ国が、また経済の力ができれば、それはそのときに応じて、いろいろな戦後の処理と気の毒な方々に対する救ひというふうなことは、補償の形でなしに報償の形、あるいは慰謝の形、あるいは社会保障の形、いろいろな援護の形で国の力としての思ひわけでございます。

○滝井委員 国の力がつく、経済が発展をする、池田内閣は昭和四十五年までに日本の経済を二倍にするとおっしゃつておられるわけですね。経済については、少なくとも社会党のいう計画経済でなくとも、経済計画はお立てになつておられるわけですね。そうしますと、その中で戦争の犠牲を受けたものは、今金鵒勲章の問題が出ておられるわけですね。主補償の問題が出ておられるわけですね。それから引揚者の問題は、一応形は済んだけれども、あれでは不満であるとおっしゃつておられるわけですね。同時に、今度の関連する戦争未亡人の問題、あるいは幾度かベースアップその他で改正になつた恩給、それから戦傷病者戦没者遺家族援護の問題があるわけですね。大体今出てきておるのはそれだけなんです。それで自由民主党は、前の実態調査では地主は困つていないという結論が出たにもかかわらず、やはりおやりにならうとしておられるわけですね。また調査費も一億八千五百万円と大きい。そして議員連名で網島君を先頭にしてお出しにならうと

しているわけですね。内閣はそれについて否定はしていない、むしろ肯定的な方向なんです。補償は出さないが、報償はしたいとおっしゃつておられるわけですね。そうしますと、まあ力があると思ひます。二千八百五十億は出さないにしても、千億くらいは出すのじゃないかといわれているわけですね。そうなりますと、それなら金鵒勲章を先にやつてみたらどうかという問題にもなつてくると思ひます。これはおじいさんばかりです。日清、日露の戦争ですから七十才以上です。ところが、そういうところはあまり力が入らない。法案としては出ておるが、力が入らぬという問題もあるわけですね。だから、四十五年には経済は二倍にいたします、池田はうそは申しませんと胸をたいておつて、従つて所得は倍になるといふ池田内閣の政策なのですから、そうしますと、倍になる中でまず一番に未亡人をやります、第二番目には金鵒勲章をやります、第三番目には地主をやり、四番目には何をやりますといふくらいのおよそのことは言ひ必要があらうと思ひます。それはそう言つておけば、そうむちゃくちゃな陳情も起こらぬでしょう、政党の公約なのですから、安心して待つようになつて。ところが、そういうことは言はずに、何かそのときそのときの風の間に絵をかかれたのでは困るということなので、経済は二倍にするとおっしゃつておるのだから——大臣は経済が発展したと言ひけれども、経済は、池田さんの年率三カ年間は七%くらいと言ひより以上に伸びていっているのです。ことしはちょっと伸びるにないわけですが、大体伸びていっているわけ

たのであります。そういうので、それは根拠はないと申せば、根拠はありませぬけれども、そういう意味において根拠があると言へば、根拠がある、こういう

であります。

○滝井委員　ちよつと重要な発言があつたわけですが、元利を含めて二十万円だ、そうすると元は幾らです。

○西村国務大臣　言い違つたら訂正いたしますが、無利子の二十万円ということです。

○**滝井委員** 元利を含めて二十万円だ、こうおっしゃったわけですよ。すると、これはこれから質問する重要なポイントですが、今、元利を含めて二十万円だというのなら、元は幾らかという事です。

○**西村国務大臣** 普通の状態では国債という元金に利子をつける、こういう

の二十万圓に利子をつけなかったのは、たとえは十五万圓にして利子をつけなくても二十万圓になるが、利子をつけぬで元金に利子も含めて二十万圓だ、こういうことを言ったので、それが體解を招きましたならば、無利子の二十万圓を交付金として上げましょう、こ

る。いろいろことでございます。

○滝井委員　そこが誤解を招くならはこうしましよ、そういう勝手なことではできない。法案にきまつておるので。だから、そう滝井さんからおつしやられれば無利子の二十万円にしましよ、黙つておれば元利含めて二十万円じゃ、こういうもろ刃の剣のよう

な答弁をされては困る。そこは重要な点だから、私、これから質問するところですよ。大臣いなくてもかまわぬので

すが、大臣がひょっこりそうおっしゃったから、大臣、きちつとしなければならぬ。一体どつちです。

○西村国務大臣 それでは前の言葉を取り消して、無利子の二十万円でございませう。

○滝井委員 そうすると、もう一つ大臣のおうちに伺いますが、さいぜん長谷川さんの質問で、生活保護との併給の問題です。これはまだ大蔵省と折衝してその結論が出ていないという御答弁ですが、これは私は納得いかないのです。すでに大蔵大臣は私に対して、それは自分としては、ここで君が言質を求めたら併給をしないという答弁をします、しかしもうちょっと余裕を与えてくれ、いずれこれは話し合つてやるから、自分の気持は君の気持と同じだ、こういう答弁をしているのです。これは二月の予算委員会、予算の通る前です。しかしまだそれが交渉ができていないなんということになる、できるまでこの法案を私たちは待つことになる。さいぜん長谷川さんが言うように、これは一番重要な点なんです。だからこれははつきりとした大臣の所信を——大蔵大臣は私の気持と同じです。併給だ、こういうことです。それから社会局長も、ちょっと条件がありましたが、まだ検討中だからきょうは答弁できないというのでは納得できないのです。きょう答弁できなかったら、先まで延ばして答弁を待たなければいけません。きょう答弁できないのは、きょう答弁できないというだけではないのです。きょう答弁できないのは、きょう答弁できないというだけではないのです。きょう答弁できないのは、きょう答弁できないというだけではないのです。

○西村国務大臣 さいぜん申し上げた通りです。急速にこの結論を得るよう努力をします。大蔵大臣は、公式の

席でそういうことを申し上げたかどうか知りませんが、急速に結論を得るよう努力いたします。

○滝井委員 そうしますと、それはどういうことですか。社会局長、まだ交渉ができないのですか。それなら大蔵省の主計局長を呼んで下さい。これはあと回しにします。それじゃ大臣、けつこうですか。

次は、この法案は、昭和十二年七月七日勃発した日華事変以後に死亡した者の妻に限るといふのが第一です。日華事変以後に死亡した者の妻に限るといふことが、一つの条件です。

〔委員長退席、小沢（辰）委員長長代理着席〕

それからもう一つの条件は、しかもその妻が公務扶助料等を受ける権利を有しておらなければいけません。ということ、こういう二つの条件が重なってきいてるわけですね。その場合に……

〔大臣「ちよつと待つてくれ」と呼ぶ者あり〕

○小沢（辰）委員長長代理 静粛に願います。ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○小沢（辰）委員長長代理 速記を始めて下さい。

○小沢（辰）委員長長代理 それでは厚生関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。八木一男君。

○八木（一）委員 厚生関係の一般行政の中の結核問題について、御質問をいたしたいと思います。

大臣のお時間がないようですから、

要約して申し上げますが、結核予防審議会の方で、昨年厚生省に対して答申があつたはずであります。結核の薬品についての抗結核薬の問題と、その他これを浸透する問題と、そのほかに肝臓とか、あるいはまた肺気腫とか心臓なんかの検査を無料でやるように、早くやるようにという答申があつたはずであります。このエチオナミドの問題は、大臣十分御承知の通りでございますが、前に、ストレプトマイシンとヒドラジドとバスの三剤併用で、日本の結核患者がそれによって相当たくさん治癒した、また治癒しつつある状態でございますけれども、しかしながら非常に結核が重いために、それだけでなおり切らないで、その三剤に対する抵抗性が菌にできてしまつたために、新しい薬品でなければならぬ状態があるわけですね。前の三剤併用で、結核患者のうち七割くらいは内服薬だけでなおるわけでございますが、あとの残りのおち耐性菌ができた人の中で、半分以上はカナマイシンとそれからエチオナミドとサイクロセリンというような新薬の適用によって、結核がなおるということが医学的にはつきりわかつてゐるわけですね。

〔小沢（辰）委員長長代理退席、柳谷委員長長代理着席〕

医学的にはつきりわかつてゐることを、治療指針で取り上げるような答申が出たわけでございます。厚生省の方も、この問題を即刻に実施したいという計画で予算を組まれ、いろいろしておられるわけですね。ところが、行政上の措置としてこのエチオナミドを取り上げる問題について、まだはつきりと確定をしていないことは、非常に遺憾

な状態でございます。ただそれ一つで自分の命を保全する、また患者がなおることを要望している家族が、それ一つをたよりにしておる状態でございます。いろいろな行政上の状態と、その問題をとり上げるのが最終的に確定しておらないという、非常に遺憾な状態でございます。それを取り上げることは、たとえば一般に、中央医療協によつて審議をしてというルートでございますけれども、今の中央医療協の状態では、たとえばこの四月一日からこれを採用することが、非常に至難な状態であるように仄聞をいたしております。あしたでもそれが解決して、あさつてもかかて、しあさつてもできるといふことならば、これはけつこうでありますけれども、そうでない状態であれば、大臣が最終的に、職権をもつてこれを取り上げられる権限を持つておられるわけでございます。どうか非常に大ぜいの患者の切なる希望をいえるために、大臣がこの問題について急速に、少なくとも本年の四月一日からこれを実施できるといふふうに踏み切られることを、ぜひ決心をいたされたかと思つておられます。この点についての大臣の御所見を伺いたしたいと思います。

○西村国務大臣 結核の指針の問題でございますが、これにつきましても、予算上からも四月一日からやるような予算を組んでおるわけでございます。しこうして、なるべく所期の目的を達成したい、かように思つております。しかし、まあ八木さんも御承知の通り、中央医療協議会というものは、そういうようなものを原則的に御相談する機関でございます。今の段階で

は、急速にこれを開きたいということ、せつかつ努力中でございます。しかし、それが開けなかつたらどうするかというところでございますが、開くよう努力しておる最中でございます。開けなかつたらどうするかという問題と、開けなかつたらどうするかという問題を今ここで言明することは、やはりいろいろなことに影響を及ぼすと思つております。しかしながら、事情に關する問題でもございまして、私もその点はその機に臨んで慎重に考えたい、かように思つておる次第でございます。

○八木（一）委員 大臣の積極的に取り組まれる気持はこれで推察できますが、その点はいいわけでございますが、非常に大ぜいの患者がこれ一つをたよりに生きてゐる状態でありまして、また家族もそれをたよりに生きる希望を見出しているわけでございますので、ぜひ大臣のほんとうに国民のためを思われた推進をお願いしたいと思います。そこで、中央医療協というものが開かれようが開かれまいが、開かれたときにはこの問題について異議のあるはずはないと思つておられます。厚生省もこの点については見通しを持っておられると思つておられます。ただ、ほかの問題で医療協が開かれていない。ほかのいろいろな問題で、ほんとに国民の中の病気で苦しんでいる人が犠牲にされる、そのような政治がとらるべきではないと思つておられます。大臣みないな先輩に釈法で非常に恐縮でございますが、大臣、十分にそのことをおわかりいただいているものと信ずるものでございまして、とにかくいろいろなお話があるから今言にくいというお話は、お立場はわかります。ですから、中央医療協

を成立させて、そこで審議させていく方法であらうとも、またそれ以外の方法であらうとも、少なくとも昭和三十八年四月一日からはエチオピアを必ず適用して入れるという気持の御表明を願いたい。方法の点についてはそれ以上申し上げませんけれども、昭和三十八年四月一日から必ずこれを実施するという御答弁をぜひいただきたいと思ひます。

○西村国務大臣 さいぜんも申しましたように、十分御意見のあるところを尊重いたしましてやりたいと思つております。

○八木(一)委員 要約して申し上げます。大臣は、私の申し上げたと同じような気持を表明されたとは私は理解して、問題を進めたいと思ひます。

次に、このエチオピアの問題については、実際にいろいろな準備の時間が必要で、それを今から急速にやっていたらいいと思ひますが、この準備を進められまして、それを大臣がやられたときに、実際にやることとおくれないように今から準備していただきたいと思います。さらにたんなんな準備を急速にしておいていただきたいということ、それからもう一つは、今度の方には、たとえば肝臓や心臓や肺気腫、そういう問題についてのことが答申にありながら、それを取り上げられる格好が予算に出ていないという問題については、それを実現するために最大の努力を急速にしたいということ、もう一つは、予算が実際の患者に比して非常に少ないと思ひます。予算という金の問題で人間の命、人間の希望を断つというよりなことのないように、その問題についてはやり

方がございます。大臣としてはこの金の問題も解決して、このいい制度が全部の患者に適用されるように、最大の御努力を願うというよりなことについて——もう一つ詰めてお話をしたいわけでございますが、大臣のお時間もありますから、大臣としてはその点について、最大の御努力をこれから実際にしていただくという御決意をぜひ承らしていただきたいと思ひます。

○西村国務大臣 結核の撲滅について、従来も政府は非常に力を入れてきました。いま一息というところで結核も非常に少なくなると思ひますので、今回は予算上におきまして、強制入院等これは相当大幅に見たつもりでございます。しこうして……(足りない)と呼ぶ者あり)足りないという御意見もあり得るけれども、これも非常に力を入れたものでございまして、従いまして、もう一息というところでございます。御意見のあるところも十分尊重いたしまして善処したい、かように考えております。

○柳谷委員長代理 内閣提出の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、国民健康保険法等の一部を改正する法律案及び滝井義高君外十一名提出の国民健康保険法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題とし、審議を進めます。

○滝井委員 それではもう一ぺん前のところを繰返しますが、昭和十二年の七月七日勃発した日華事変以後に死亡した者の妻であるということ、し

かも公務扶助料等を受ける権利を有するものである、こういう二つのワケがつかつておるわけです。そこでまずお尋ねをいたしたいのは、嫁入りをして間もなく夫であるその軍人が戦死をした、あるいは戦病死した、この場合に、戸籍を入れた場合と戸籍を入れない戦争花嫁——お嫁に行つた。いなかでは、戸籍はしばらくしてから入れる。たとえば今足入れ婚というのがありますが、そういうふうなものです。戸籍が入つておつて、実家に帰つて復讐する、今度は戸籍は全然入れていない、そして戦争花嫁で実家に帰る、こういう二つの場合が一番問題なんです。一体この二つの場合の取り扱いをどうするかということなんです。

○山本(淺)政府委員 旧民法時代には、今お尋ねのような点が、支給するかしないかという境になつておつたことは当然でございますが、現在におきましては、新民法のもとにおきましては、そういうことはございせんし、援護法は、そういうことで支給しないというふうな制限は設けておらないことは、先生御承知の通りでございます。

○滝井委員 そうしますと、前者、すなわち一応入籍をして実家に復讐をした場合というものは、戸籍が動いておるから別にわかりやすいわけです。ところが後者の、嫁入りはしたけれども、まだ入籍はしていなかった、そうして実家に帰つた、この場合も今の御説明ではおまへることになるわけですね。この場合はなかなかわかりにくいわけです。そこでこの場合の具体的な証明は、一体本人としては、どういう方法で嫁入りをしておつたという証明をすればいいかということ。それから、現実

に前者も後者も、多く公務扶助料をもらつていない。なぜならば、実家における父母等がもらつていないわけですね。戦争花嫁ですから、子供がない。多く老父母がもらつておるわけですね。従つて、ここにいう公務扶助料等ももらつておつた実績は、その実家に帰つた嫁は持たないわけですね。これらの諸君は公務扶助料に縁がなかったために、こういう法律ができて、これは自分がかゝるかどうかの疑問点があるわけですね。そこで今もえらうということはどういう証明をしたらもらへることになるのか、こういう点を一つわかりやすく説明しておいていただきたい。

○山本(淺)政府委員 これはいろいろございまして、まず遺族援護法でいきますと、先ほど申しましたように、内縁の妻は当然の受給権者でございまして、ところが、軍人恩給が復活いたしました。恩給法に移行した場合におきましては、ただいま滝井先生おっしゃつたように、恩給法では内縁が認められておりませんので、現在の援護法の規定では、そうした内縁の妻はベースアップをしない一万円の遺族年金を受ける権利のみを持つて、恩給法上の公務扶助料は、子供のあります場合は子供に行つておるということでございます。従いまして、このケースにおきましては、いわゆる内縁の妻は、一万円ではございまいけれども遺族年金をもらつておる権利者でございまして、そのした内縁の妻には今回の特別給付金は当然行くわけでございます。

なお、一般論をいたしまして、御指摘のように内縁関係の事実関係を明らかにするということは、実際問題としては非常にむずかしいことでございますが、今回の給付金が成立しました暁におきますいろいろな請求書類等におきましては、十分をういうところはPRもいたしたいと考えております。しかし、もとより、先ほど申されましたようにこの特別給付金を受ける権利を受けます前に、当然順序をいたしまして、恩給法なり遺族援護法等の所定の年金を受ける手続をとつてもらつたいうことを予定いたしておりますが、むしろ先生の御指摘の問題は、その根柢者である者が、権利の上に眠らないように十分注意しろということであらうとお察しいたしますので、そういう点は、現在におきまして、十分都道府県を通じて関係者に周知のしないようにはいたしておるつもりでございますが、なお抜けておるところがあるといふたしますれば、十分注意いたしたいと存じます。

○滝井委員 こういう問題については、取り扱ひ上げぜひ御注意を願ひたいと思ひます。次は、現実に公務扶助料をもらつておる未亡人が、この法律が施行したあとに再婚をする。再婚をしますと、根柢この公務扶助料はもらへなくなつてしまふ。しかし、この給付金はいつていくわけですね。それは間違いないですな。

○山本(淺)政府委員 これは先ほど長谷川先生にお答えいたしましたように、この給付金は、あくまで私的な性格では一時金であるという基本的な性格にかんがみまして、再婚いたしましたもいれゆる一万円ずつの国債の支払いの受けられる権利は消滅しないものと

考へ、そのように法律をこしらえておる次第でございます。

○滝井委員 それを確認しておけば、あとでまたそこが出ますから。

次は、この国債が記名国債であつて、さいぜんちよつと問題にしておりましたが、大臣は無利子だ、これは一体どういう理由で無利子にしたんですか。

○山本(逓)政府委員 先ほど大臣が申されたことに尽きると思ひますが、当初、政府内部におきまして、どのくらいの給付金を差し上げることが適當かというふうな議論がいろいろあつたわけでございます。利子をつけることが常例でございます。そういう場合におきましては、この八百億に六分ぐらゐの利子をつけることといたしますと、さらに三百億以上も要するという財政上の理由があるわけでございます。

〔柳谷委員長代理退席、委員長着席〕

従ひまして、かりに十五万円くらいなら十五万円くらいの元金にいたしました。六分ぐらゐの利子をつけるということも、あるいは考へとしては出得たかと思ひますけれども、一方遺族の心情をいたしましては、なるべく額面を多くしていただくことがむしろいいという御要望も非常に強いというふうに承知しておりましたので、異例の措置ではございますが、無利子とし、額面は二十万円ということにした方が時宜に適當する、こういう判断で無利子とした次第でございます。

○滝井委員 まあそれは与える方の勝手な解釈であつて、こういうことは前例がないわけでしょう。ありますか。大蔵省の方、どうですか。

○稲村説明員 国債のあれで無利子という前例があるかという御質問かと思ひますが、これは国債と申しましてもいろいろございまして、若干性質は違ふのでございまして、出資国債につきましては無利子の前例がございまして、

○滝井委員 こういう給付金とは縁もゆかりもないものですね。今これと類似のものとして、遺族国庫債券です、お灯明料というんですか、引揚者国庫債券です。これは全部六分の利子がついておるわけでしょう。そうしますと、この法律の根本的な理由は、戦没者等の妻に対する特別の給付金として差し上げる、しかもそれは手痛の犠牲を戦で受けたんだ、だから何らかの形で慰謝をすることが必要だ、こういう考え方でお出しになるわけですか。そうして国債を上げましょ。他の類似の国債はみんな六分の利子がついていて、ところが、利子をつける三百億の金になるから、三百億の金が惜しいからやりません、これではまるきり――経済が発展して神武以来の好景気だというときになって、三百億の金を四十四万の夫を失つて路頭に迷つておる未亡人にやらない。こういうところが、自民党の政策はけちくさいと言ふんです。もう少しおやりになるのなら、利子もおつけになって、きちんとして二十万円を上げましょ。こういう政策を私はどうして打ち出せぬのかと思ふんです。ここなんです。物事を総合的に大所高所から見ると、私は要求するんですよ。ところが、それをいよいよ最後の段になると、六分の利子をつけることを、しみつたれに削る。元利合計で十五万です。それじゃその通りかという、いやいや

そうじゃありません、利子は別です、利子はないのです、こういうことに答弁が右往左往することになるわけですね。それでどうもいかぬですよ。私は、だからこれは利子をつけるべきだと思ふのです。社会党は利子をつける方に修正したいと思ふのですが、何かこれをつけて国家財政上大きな支障を来たしますか。まず国債整理基金特別会計、どのくらい金が余つておりますか、現在。

○稲村説明員 国債整理基金に金が余つておるかどうかという御質問でございますが、直接関係いたします問題として、今回の未亡人に対する特別給付金の交付公債につきましては、その償還は国債償還という格好で行なわれるわけでございます。この国債償還におきましては、本年度から来年度に對して約百十四億繰り越すことになつております。さらに来年度の償還計画におきまして、三十六年度の財政法上に基づく繰り入れがございまして、この繰り入れを勘案いたしまして、来年度の国債償還計画につきましては、いろいろの要素があるわけでございますが、約五百億程度の財源が三十九年度以降の国債償還財源に使用目的で、平準化資金として使へることになっております。

○滝井委員 厚生省御存じの通り、三十九年度五百億いくわけですね。だんだん国債償還というのはいくなくなるのです。というのは、遺族関係の人数がずつと減つてきますから、あれは百億以上減るんですよ。そうすると、ここから繰り入れを受けまして支払うわけでございます。従ひまして、先ほどの五百億と利子の支払いは、関係がないのでございまして、

○滝井委員 それですと、一般会計からどの程度の利子をとし繰り入れておられますか。昨年度利子の支払いが、国債整理基金では百八十億くらいあつたかな、ちよつと私、今国債整理基金のあれを持ってきたりありませんか、こし幾ら利子の支払いを入れていきますか。

○稲村説明員 三十八年度は約九十一億でございます。

○滝井委員 九十一億あれば、これは何とかやりくりがつくと思ふ、二億ちよつとですからね。しかも公債を上げるのは十月一日ですから、半分で済むわけだから、一億二、三千万円あつたから済むわけですか。こしはわずかで処置できるわけですか。来年になったら、これは正常に組んでもらうたらしい。こしは一万円しか上げないのですから。だからこの点は自民党が二十万円、社会党が利子だけ、二大政党両々相対してこそ円滑に政治が行なわれるのですから、それ以上答弁は要りません。喜ぶことはお互いにやらなければいけない。

それから、この四条で、政令で定める場合を除くのは、この国債は譲渡したり、担保権の設定ができないことになつておるわけですか。一体政令で定めるというのはいくら場合でしようか。

○山本(逓)政府委員 これは国に譲渡する場合、それから地方公共団体または国民金融公庫に対して担保権を設定する場合、その他第三としては大蔵省令で定める場合、こういうことが引揚者給付金なりあるいは遺族国庫債券の場合の先例でございまして、従ひまして、この特別給付金の場合におきまして、

も、このような先例を勘案いたしまして、実情に合致した措置をとりたい、かように考えております。

○滝井委員 この未亡人が持つことになる交付国債を国に譲渡する場合とは、一体どういふ場合でしょうか。それから国民金融公庫は、何か緊急の場合に金を借りる場合があると思ひますが、地方公共団体に担保権を設定するというのは、具体的にどういふ場合でしょうか。

○山本(淺)政府委員 国に譲渡する場合というのは、普通に言つております。買ひ上げの場合に該当いたすと存じます。それから地方公共団体が担保権を設定する場合でございますが、これは各府県条例で定められておりますが、もちろん全国画一ではございませんが、私どもの承知しておる府県におきましては、たとえば遺族国庫債券等について担保権を設定して、遺族の便宜をはかつてやつておる様に聞いております。

○滝井委員 国が買ひ上げる場合は、二十万円の額面ものを二十万円で買ひ上げてくれますか。

○稲村説明員 国の買ひ上げをいたすかどうか、どういふ場合にいたすかという点につきましては、今後の問題として検討いたしたいと思つておりますが、前例といたしましては、引揚者国庫債券及び遺族国庫債券につきまして、災害等の場合に罹災者についてやつたことがございます。ただし、その場合に全額やるかどうか、どういふ買ひ上げの方式をするかという点につきましては、なおそのときの実情に応じて検討いたしたいと思つております。

○滝井委員 今までの引揚者等の場合はどうしてあります。それは五万円なら五万円のものを買ひ上げてくれるのですか、それとも額面を幾分割るのですか。

○稲村説明員 従来の例では額面でございます。ただし、これは利付債でございます。その点今度のは無利子でございますから、若干性質として違ふものがあるかと存じます。それから、額面、前のは引揚者、遺族で五万円でございますが、今度は二十万円で、財政負担等のことも考えなければならぬと思ひます。

○滝井委員 この問題なんです。今までは利付で、利付のものは当然買上価格というものは高いです。利付でないものは安くするのです。こういうところの差別が出てくるのです。そこで私も私としては、理論的に言つてもこれは筋が通らないことになる。たとえば、私たちが母子福祉資金の貸付に對して一つ修正してもらいたい、高等学校に行くときには困るじゃないか、何とか一つ修学資金その他支度金みたいなものをしてくれと言つたけれども、自由民主党はがんとして聞かなくなつたのです。この母子家庭で一番問題、やはり急場金が必要というときに、二十万円の額面ものが二十万円でもらえるところに魅力があるのです。ところがそれが利子がつかない、利子がつかないから他の引揚者その他と差別待遇されるということになる。この政令で定める場合は、特別に譲渡その他担保権を認めますといつたので、これは非常に差別待遇されるわけですね。額面だけならほいはいかもしれぬけれども、さて国に買ひ上げ

てもらおうというときには差別待遇が出てくる、こういうことなんです。経済の原則が貫くところ、これは当然なんです。だからまた一つ利子をつけなければならぬという根拠が明白になつてきたわけですね。

それから、地方公共団体の担保権設定の場合は条例で定めるといふておりますが、具体的にこれはどういふ条例で定めようか、一、二定めようとするところの例をちょっと……

○山本(淺)政府委員 たとえば、高知県、東京都なんかについては、条例で担保権を設定しておる様に聞いております。詳細は存じませんが、そういう制度がございまして、事実上遺族がいただきました五万円の弔慰金国債が、いわゆるやみの金融ブローカーによつて操作されるという弊害が目に見えてくるので、高知県あたりではやつておるというふうに聞いております。

○滝井委員 それはやはり災害その他緊急な場合なんですよ。国が買ひ上げる場合と同じじゃないか。

○山本(淺)政府委員 担保権の設定でございますので、国民金融公庫も、御存じのように生業資金として貸し付けに適當な場合というふうに限られておられます。同じように、条例で都道府県限りでやつておられます。ね、これは生業資金ということであると聞いております。

○滝井委員 そりすると、この国債を担保にして、たとえば国民金融公庫から生業資金を借りるという場合には、その価値はどの程度評価して、最高限度貸してくれますか。

○山本(淺)政府委員 これは本日、銀行局がお見えになつておられますので、なんでもございしますが、先ほど申しましたように、引揚者給付金等の例もあるわけでございします。しかしながら、この給付金を考えてみますと、本来の根拠というべきいふば年金につきまして、すでに担保権の設定が行なわれておるわけでございします。従ひまして、そうした基本的な年金について担保権が設定せられて、それが生業資金として適當な場合には現に担保貸付が認められておるわけでございします。この給付金についてさらに担保権を今にわかに設定する必要があるかどうかという点は、もう少し検討させていただきます。特に昭和三十八年度におきましては、初年度でございします。早く権利の認定のありました者と、それから均等と、いろいろこうした面での均衡を失ふというふうなことが、遺族感情を考へますとかなり問題があると思ひます。従ひまして、まだ最終的に詰めてはございしませんけれども、国民金融公庫による担保権の設定は少なくとも昭和三十九年度以降においては考へるということで、それまで十分実情等を検討しようじゃないかというふうな話し合いを銀行当局といたしておるような状況でございします。

○滝井委員 次は五条で、この未亡人がなくなる、そうするとその相続人は、「自己の名で、死亡した者の特別給付金を請求することが出来る。」わけですね。この条文と、今御質問申し上げました政令で定める場合のほかに譲渡、担保権の設定はできないことになつておる、同時に八条で、一般的譲渡と担保を禁止しているわけですね、その場

合に、相続人が自己の名でやるということとは一種の譲渡にならないですか。たとえば株券を滝井義高からその子供の滝井宏隆に譲るという場合には、これは譲渡になるのです。税金がかかるわけですね。従つて、この三つの条文は、何か筋が通らぬ感じがするのです。

○山本(淺)政府委員 この八条の「特別給付金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。」というの、言うならばある種の一身専属的と申しましたら、十年間にわたつて二十万円を受けることができるという基本的な権利でございまして、「譲渡し、又は担保に供することができない。」というふうな御指摘の相続の相続では、あくまで民法にいうところの相続でありまして、法律概念としての譲渡とは全然別概念でございします。それからもう一つ御指摘の四条の四項の「政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分」というこの規定は、いわば証券に化体された債権としての国債についての規定でございまして、八条とは全然別概念で、矛盾はしないと思ひます。

○滝井委員 それはどういふ点で矛盾するかと、この国債は記名国債なんです。これは一身専属を具體的に記名国債、その記名国債を譲渡することはできない、こういふおるわけですね。ところが、その相続人がやる場合には名前を変えなければならぬわけですね。その者の名でやるわけですね。自己の名でいうことは、相続人の名でということでしょう。そうすると名前を変える、名前を変えるということ

○山本(淺)政府委員 いや簡単にではな

い。といいますのは、結局国が特別給付金を今日の段階で二十万円出そうというのには、その対象となる人に、二十万円の金ではございませうけれども、金の形をとった明確な謝意をしたいと思います。このあたりから、こういう給付金が出るわけでございます。ところが、年々の有期年金にすることとございませうと、来年、遺族の戦没者の妻でなくなる人がどれだけの数あるかわからない、ところが、だれも自分の余命が何年間かという事はわからない。そうすると結局、大げさな言い方をしますと、四十数万の全対象者が幾らももらえるのか、自分が早く死ねばそれだけもらえない、そういうことでは、一体現段階において感覚でつかみ得る、金額で表示されるだけの慰謝を国からしてもらったのかわからない。だから今日の段階で、そうした対象の人には二十万円上げます、そのかわりなくなつても、あるいは再婚しても、二十万円という金には変わりません、こういうふうにいふのは、はつきりと遺族に感覚でつかみ得るような二十万円を上げますという措置にした方が、遺族も気が明るであろうし、国としてもあと十年間毎年々々恩給等にプラスしていくよりも、一回権利があるかないかという裁定をすれば、あとは自動的にいく方が事務の簡素化から言ひましてもはるかに利点がある。こういうことでございまして、決して役人がよいな事務をつくるというふうな気持ちに基づいてこういう考えを出したのでないということを御了承いただきたいと思ひます。

○滝井委員 二十万円というのはもう

きまつておるのですから、二十万円を十年間に上げますと、これで仏壇にはけつこう同じことです。私は何もその二十万円を割れというわけじゃない。その場合に、死亡してもこの二十万円は相続できますよ、十年間ですから。ただ、出し方を一般会計から出すだけの話なんです。母子福祉年金をもらっている人は、一緒にもらえばいいのです。公務扶助料をもらつていらつしやるのだから、一緒にもらえばいいのです。その場合、今度はもう一回役場に行かなければならぬ。これをもらいに行くのに、一回で済むのが二度になり、二度で済むのが三度になる。そして事務は代書人に書いてもらわなければならぬ。こういう場合、あまり代書人のところに行かせる制度というものはやめよう方がいい。

○山本(淺)政府委員 いや、代書人に書いてもらつては書類じゃありません。

○滝井委員 しかし、これをやりますのに、一回目には申請しなければならぬのです。役場なり役所に行かなければならぬのです。それなら、今公務扶助料をもらつておる人には全部二十万円追加します、これでいいのです。妻の年金をもらつておる人に一万円追加します、これだけでいいはずですよ。ところが、これはやはり申請をしなければならぬ。漏れておる人だけ申請した方がいいのです。どうももつたいぶつた国債で、利子のつかないものをやつていかにも割り切れない。まあいいでしょう。

それから、この支払い事務は郵政大臣が取り扱ふのです。そうしてこの特別給付金の事務処理費として五千六百

六十八万七千円計上しているわけですよ。これは莫大な額ですよ。事務費は要らぬといふけれども、五千六百六十八万七千円ですよ。これはわれわれ貧乏な社会党にとつては莫大な額です。社会党の半年分の党のまかないの費用に匹敵する額ですよ。しかも本省の事務費が五百七十三万七千円、事務委託費が五千九十五万五千円となつておるわけですよ。これは郵政省にいく分はどれくらいになるのですか。

○山本(淺)政府委員 ただいま先生の申された予算は、本省及び都道府県、市町村におきます権利の裁定関係の経費でございませう。

○滝井委員 そうしますと、支払い事務をやる郵政省には一文もやらぬわけですね。そんなもの、ただで郵政省はやらぬですよ。

○稲村説明員 国債に關します事務は郵政省でございませんで、日本銀行に取り扱はせることにいたしております。

○滝井委員 しかし十一條の「国債の償還金の支払」というところに、「国債の償還金の支払に關する事務は、郵政大臣が取り扱ふことができる。」と書いてある。法案に書いてあります。

○稲村説明員 先ほど申し上げました国債に對する事務は、日本銀行がやるというところでございます。ところが具体的には、毎期、半年ごとの一万円の支払いにつきましては、郵便局が窓口になつて支払いをするということでございます。

○滝井委員 その場合に、そうすると窓口になる郵便局については、一文も事務費を出さないのですか。たとえば年金の支払いについては、やはり郵政

省に金を出すのです。年金局長おるでしょうが、年金の支払いに、一体郵便局に幾ら金を出しているのですか。それは何千万という金を出しておりますよ。そうすると、この国債の事務を取り扱はせるのに、この十一條を見てもらなさい。あとで質問いたしますが、郵政大臣といふことがたくさんあるのです。それをやらせるのに、あの忙しい郵便局に金をやらぬといふはかなことはしない。しかも、その予算は五千万円も組んでおるのですよ。

○稲村説明員 郵便局にその事務を取り扱はせるについては、国債の利払いの事務取り扱ひ手数料といたしまして、国債整理基金から日本銀行に渡し、国債の利払いの方に回すわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、今度は国債の利払いはないわけですか。現金だけしか払わないのですから……

○稲村説明員 失礼いたしました。利払いだけでなく、今度の場合は、要するに元本の償還の支払いでございます。

○滝井委員 そうしますと、ことしの郵政省の会計の中に一体幾ら入ることになるのですか。この国債は一人や二人じゃない、四十四万人の支払いを委託するのですよ。これをお読みになる、十一條に郵政大臣がたぐさん出てくるのです。まず、「郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合において、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱はせることができる。」一体郵政大臣は、だれに事務の委託をするこ

とができるかという疑問が出てくるわけですが、これはだれに委託をさせるのですか。十一條の二項の委託は、一体だれに委託させるのですか。それから、今度はその次の条項を見ると、「郵政大臣は、同項の政令で定める者に對し、その支払に必要な資金を交付することができる。」郵政大臣はこの資金も交付することができるのですよ。郵政大臣は、一体どこからこの資金を持つてくるのですか。こういう資金は、この四十四億に余る金が、郵政省のことしの予算の一体どこにプールされておるか。しかも、事務委託とか交付金の手続は、郵政大臣が今度は大蔵大臣と協議をすることになつておるわけですよ。だから当然、その資金が郵政省の会計のどこになければ、こんな規定は必要ないことになるわけですよ。しかも、郵政省が取り扱う事務については郵政省令で定めるのですよ。だから当然、こういう十一條の国債の償還金の支払いの事務について、これだけ郵政大臣の名前が出ておるからには、その財政上の裏づけが、何か一般会計からされていなければ、郵政省といふものはとてもやれぬですよ。

○山本(淺)政府委員 まことに恐縮でございますが、郵政及び大蔵でちよつと話し合ひをさせていただきます。間違ふといけませんから。

○滝井委員 それでは、それはあとにしましよ。

次は、厚生大臣の持つてゐる権限の一部を、都道府県知事その他政令で定める者に委託ができますね。一部の権限を委託するといふのは、具体的に一体どういふものですか。

○山本(淺)政府委員 今のところ、権限の裁定を考へております。

○滝井委員 権利の裁定と申しますと、日華事変以後のものと、それから公務扶助料等を受ける権利を有する者と、こうなっているわけです。結局その者が国債をもちう権利がありますと、また申請するわけです。それを今度認定するわけです。そういうことになるわけです。その権利の一部を、都道府県知事その他政令で定める者というのは、だれですか。

○山本(淺)政府委員　これは沖繩につきまして、場合によつて南連の事務所長に委任することも、法律的には可能にしておきたいということでございませう。しかしながら、なるべく早くこの權利の裁定を終えるためには、むしろ南連に委任しないで、厚生省に名簿がございますから、厚生省で直接やつた方が早いのではないかということで現在検討いたしておりますので、多分委任しなくて済むのではないかと考えておりますが、もうしばらくその点については詰めてみたいと考えております。

○滝井委員　そうしますと、沖縄につ

いては、厚生省としてはキャラウエー高等弁務官と十分意思疎通をはかつて、沖繩の未亡人についても差し上げますという言明を得ているのですね。これは総理府を通じて、十分事務的な打ち合わせは完了しているのでしょうか。

○山本(淺)政府委員 国会に法案を出しました瞬間に、特別地域連絡局長に、しかるべく現地への連絡方を頼んでおりますから、問題なく適用することができると考えております。

○滝井委員 次は、さいぜん問題になりました、生活保護との併給の問題です。この問題については、すでに大蔵

大臣は、きよう君が言明をさせるとす

れば、私は併給いたしませんと言います、しかし、私の気持はあなたと同じだから、もう少ししばらく待ってくれと、こう言うたのが二月の中ごろだったのです。もうすでに一カ月経過しているわけです。予算は参議院を通してしまいますし、この法案も、来週くらいには通そうか通すまいか、こういっておるので、生活保護との併給の間の

題について、きょうはぜひ一つ結論を出してもらいたい。もしきょう出なければ、今の保留の問題と一緒に、来週の火曜日にもう一ぺん私は質問しますから、それまでに出していただきますか。

○渡海政府委員 前に予算分科会で渡井委員より御質問がありまして、大蔵大臣がこれに対する回答をされているのを、私も速記録を読ませていただきました。本交付金につきましては、その特別な性格にもかんがみまして、収入認定につきましては特別な取り扱いをしたいという考え方のもとに、目下検討中でございます。最後の結論を

出しておりませんので、今日中に結論を出して言えということでございますが、残念ながらここで結論を申し上げかねますので、御了承賜りたいと思います。なお、来週の火曜日までには結論を出せということでございますが、私たちも、本法案審議の際におきましてぜひとも結論を出すべく目下折衝中でございますので、ぜひそのようにいたしたいと考えております。

○溝井委員　では一つ、鳴くまで待とうホトトギスで待ちます。

次は年金局長。昨年の通常国会でございましたが、福祉年金と公務扶助料との併給の問題が決定したわけでは

戦國公務は七万円まで、非戦國公

務は二万四千円までになったわけですから。これは戦闘公務と非戦闘公務と、どうして七万円と二万四千円との違いが出たのだ——戦闘公務は、やはりこれは慰謝をしなければならぬのだ、こういうことで額が多くなったわけですが、この額は、すでに物価も上がったし、それから福祉年金の引き上げも、今回あなたの方としては、わずかでこ

ざいですが千円を千百円、それから千五百円の母子福祉年金を千八百円ですか、身体障害者も引き上げましたね。この七万円については引き上げる意思はないのですか。理論的に言ったら当然引き上げざるを得ない問題だと思うのですがね。この福祉年金と公務扶助料とを併給してもいい、その最高額は

七万円だ、こうなった。ところが、御存じの通り、再来年になりますと当然公務扶助料も上がりますね。それから再来年になると、ことし上がった遺族年金もまたやはり上がりますよ。池田内閣の物価政策というのは、これは池田さんが一・一と言うときは七%ぐらい物価が上がる。二・八と言ったとき

には、やはり倍ぐらい上がらなければならぬことになる、今までの事実から言へば、うそは申しませんと言うが、冷徹なる現実、物価はどんどん上がっておりますから、従つて、こういう恩給類似のものあるいは年金等で生活していらつしやる方々の生活レベルを上げようと思へば、当然これも上げざるを得ない。そうすると、併給を認めたからには、この七万円とか二万四千円をそういつまでも保つわけにいかぬ。当然検討しなければならぬ段階に来ておると思ひますが、これについて

は一体どうお考えになるか。

○山本(正)政府委員 この問題は溝井先生はよく御承知の通りでございます。まして、この併給の制度ができません際に、ものの考え方になるわけでございますが、いわゆる年金制度としての最低額と申しますか、一般全部を通じてその最低額的なものは、月額二千円程度というものはやはり年金で何とか処理するというふうな考え方が基本にあったわけでございます。それで年額といたしまして二万四千元、従って一般公務の場合には二万四千元、そして戦争公務という特殊事情の分につきましては、その倍率で大体三程度程度というところで計算いたして、端数を整理して七万円という限度を設けた次第でございます。

そこで基本的な考え方からいいますと、公的年金の額のそういった最低の二万四千円なり七万円という平均の限度額が出ているわけでございまして、従いまして、公務扶助料あるいはその他の被害による年金というものがあるから、このワクを直ちに上げるという問題としてよりも、理論的にはやはり一般公的年金の最低生活額といえますか、その一般年金額との関連にしておいて考えるべき性質のものではないか、かような考えを基本的に持っている次第でございます。従いまして軍人恩給の増額があった、直ちにこの七万円をどうするといった性質のものではないのじゃないか、かように理解しておる次第でございます。直ちに扶助料が上がったらこれを上げるというふうな考え方には立っていない次第でございます。

に、三十九年でございますから、十月です。支給されますと、現在の併給の見込み人員というものが大体五十七万でございまして、そのうちで二十三、四万のものが該当しなくなるというような見込みを計算しておる次第でございまして、ただ、今申しましたように合算額云々という、結果的にはそうなるわけではございませんが、やはり公的年金とのバランスというところでものを考えるのが筋ではないか、従って、先ほど生活保護の例示もございましたが、生活保護の引き上げがございまして、やはり公的年金の額をどうするということも、その方々をどうしていくか、改善していくという方向を考へることがまず先であつて、その際にどう考へるかというものの考へ方になるのじゃないか、かように存じておる次第でございまして、

○滝井委員 しかし、これは上げないと不合理でしょう、合算するものではないから、公務扶助料と福祉年金と併給してもよろしいという法律的な制度をおつくりになつて、片方が七万円をこえたときに併給の意味がなくなるわけですね。なくなつたわけが法律を置くわけにはいかないから、修正せざるを得ない。まあそうなると思う。そうしますと、まず公務扶助料が今六万一千円ですね。それから今度未亡人が二十万円で、一万ないし二万が一に併給されますね。それから福祉年金の併給がありますね。それから生活保護の併給が可能です。この四つが、未亡人については可能になつてくるわけですね。それはその通りでしよう。

○山本(淺)政府委員 公務扶助料と今

度の特別給付金が一緒に出るというところでは、法が当然予定しておるところでございまして、その通りでございまして、それから生活保護世帯につきましては、公務扶助料が別個に出ておるわけではございまして、全国的に生活保護世帯というのは非常に少ないのじゃないか。この戦没者の妻の家庭をとつて考えますと、非常に少ないと思ひます。もし一ありますれば、先ほど来政府委員が早急に結論を出すと言つたところに従ひまして、出るものは出るというふうには御理解いただいてよろしいと存じます。

○滝井委員 公務扶助料を受けていらっしゃる四十万の世帯の中で、生活保護の対象者はどの程度いらっしゃるかと。

○大山(正)政府委員 今回の特別給付金の支給対象、あるいは公務扶助料の支給されている方につきましては、生活保護を受けている者が何名かということとは、実は具体的な数字はただいまのところございせん。今回の戦没者等の妻に対する特別給付金の支給対象につきましては、さきの予算分科会でも御説明申し上げましたが、通常の保護率から推計いたしますと約九千人、従つて、約九千人くらいが生活保護の該当事者ではないかというふうに推計をいたしております。

○滝井委員 これはこの前お聞きしたが、もう一べんここで確めておかなければならぬということですね。これにございまして、九千人というところ、これは額としては相当の額になるわけですね。それで私はこの前、一万人と見ますとちやうど一億円で、一條の生

活保護費の併給をすれば、ことしの生活保護の予算の中から生活保護費が、昨年が六百十一億九千一百万円で、この七百二十二億の中から一億割つてもいいことになるので、認定をすればいいことですね。しなれば、このままでもいいということになる。だから田中さんに、あなたが認定をと言へば、これは一億予算を修正しますよ、しなさい、というところであれば原案のままでよろしい、という詰め方をした。そこで、一億修正されたら困るのだから、私としては、あなたが無理を言へばこれは認定をと言へばざるを得ない、しかし、そういうことになれば認定をしないというあなたの気持と同じだ、こうなつたわけですね。だから私の方は、目をつぶつて予算を修正しないで通したわけですね。そこで今の公務扶助料は併給しないのですよ、生活保護と併給しますか。

○大山(正)政府委員 収入として認定いたしております。

○滝井委員 公務扶助料というものは認定をするわけですから、これは収入にはならぬことになる。そつくりそのまま収入にならぬ。そうすると、併給可能なるところは、二十万円ももううちは一年一万ないし二万の分と、それから今度生活保護—公務扶助料を一応除外して。生活保護と福祉年金、これは可能なわけですね。ここの政策が、私は今後の社会保障政策を進進するの非常に重要な政策になつてくるのです。これは私たちが未亡人に合掌しなければならぬところですね。未亡人の力で、とにかくこういう四つの政策というものがうまくコンビネーション

をされていくと、この未亡人の地位というものはぐつと上がってくる。四十万の地位は上がってくるのです。併給ということが可能になつてくる。そうしますと、あと六十万程度母子家庭がいらっしゃるのです。そしてこの母子家庭の一カ月の収入というのはいち、九千円以下です。従つて、これは当然政府としては、戦争未亡人についてこれだけの具体的な政策をやるということになれば、それらの未亡人についても、また政策を何らかの形でやらざるを得ない形が出てくると思ひます。これはすべての人が、政治の恩典は太陽のごとく均霑するということが必要なのだから、そういう点で私たちは、この四つの問題を特に出してきて言ひわけです。そして同時に、あなたの方で、今度は公務扶助料と福祉年金の併給の問題のワケを上げてくれるということになれば、こゝでまた一歩の前進ができるわけですね。ところが、これをこのままにしておくと、三十九年の六月になつて、そうして七月から七万四千二百円に上げられてしまつと、もう福祉年金と公務扶助料の併給の問題というのは意義がなくなつてしまふ。このワケを広げてもらふ限りは、そういう点は、私は先のことを指摘しながら言つておるわけですね。やはり政策というものは、絶えずどこか一つを突破口としながら前進をする。しかし、その前進する政策というものは、絶えず大局を見ながら、大所高所から、できるだけ政策の前進しやすいところから前進をして、他のものをそれに向かつて引き上げていくという政策をとつてもらふなければいかぬと思ひます。それを厚生省がやらないと

ころに問題がある。厚生行政がいつも立ちおくれになるのはそのためです。だからこの未亡人の特別給付金の支給の問題について、厚生行政前進の橋頭堡としてもらふなければならぬと、こういうことなんですよ、私の言いたいのは、それをあなたの方が使い切らなければ能吏ではない、こういうことになる。

そこで、そういう観点に立つてもう一つ質問をしたいのは、山本さんの方の母子年金に準母子年金というのがあるわけですね。未亡人が子供を持つておる場合が母子年金で、しかもそれが所得制限をつけて、千五百円に上げましよう。今度は三百円に上げますけれども……その場合に、おばあちゃんがあるいはおねえちゃんがおかあさんのかかりをやつておるときには、年金を差し上げます。準母子年金を差し上げたわけですね。今度、夫が戦死する前にその妻がなくなつてしまつておつた。そうしてその息子が戦地に出つた。そうして、息子のその子供をおばあちゃんか、あるいはその戦死した息子の妹なり姉がその一家にあつて育てておつたという者については、何もないのです。ところが一つこの政策には欠けておるんじゃないか。ちやうど準母子年金と同じように、母親がやつておつたらこれは準母子給付金というか、準特別給付金か、やはりそういう制度を考へてやる必要があるんじゃないか。妻が死んで、妻には上げます。しかし、その母親には、なるほど何もいかなければ、子供がおるんですから。子供に公務扶助料がついてしまふので、子供からいふと、妻から子供、子供からおばあちゃんになるわ

